

米沢市避難行動要支援者の避難行動支援計画
(全体計画)

令和4年3月

米 沢 市

目 次

第1章 基本的な考え方.....	1
1 はじめに	1
2 本計画の位置付け.....	1
3 用語の定義.....	2
第2章 避難行動要支援者等について.....	3
1 避難行動要支援者名簿の作成.....	3
2 避難行動要支援者の範囲.....	3
3 避難支援等関係者.....	3
第3章 本計画の推進体制.....	4
1 米沢市の推進体制.....	4
2 地域等の推進体制.....	4
3 本計画及びその運用の不断の見直し.....	5
第4章 平常時における米沢市の取り組み.....	5
1 避難行動要支援者名簿	5
2 名簿情報を避難支援等関係者へ提供することについて要支援者からの同意.....	6
3 同意を得た要支援者の名簿情報の共有	6
4 個別避難計画の作成推進.....	6
5 避難支援者.....	7
6 個人情報保護と避難行動要支援者情報の管理.....	8
7 避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結.....	9
第5章 災害時における米沢市の取り組み.....	10
1 要支援者部会の設置	10
2 平常時の提供に不同意であった者を含む名簿情報の提供.....	10
3 避難のための防災情報の伝達.....	10
4 要支援者の安否確認	11
5 避難完了後の要支援者への対応.....	11
第6章 平常時における地域等の取り組み.....	12
1 避難支援等関係者の役割.....	12
2 名簿、個別避難計画等の取扱い.....	14
3 防災訓練の実施	15
第7章 災害時における地域等の取り組み.....	15
第8章 避難場所・避難所・福祉避難所・避難経路.....	16
1 避難場所	16
2 避難所	16
3 福祉避難所.....	16

4 避難経路	17
第9章 本計画の普及促進	17
1 要支援者への周知	17
2 避難支援等関係者への周知	17
3 相談対応の充実	18
4 関係機関への周知	18
<参考>	19
情報伝達時の留意事項等	19
要配慮者の避難誘導実施の留意事項	20

第1章 基本的な考え方

1 はじめに

災害発生時に最も重要なことは、自らの身を守る「自助」であるが、その身体的特性等から「自助」が困難な避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）については、周りの人々からの様々な支援が必要である。

近年においても、東日本大震災をはじめ地震や局地的大雨などの自然災害により、家屋の倒壊、河川の氾濫、ライフラインの途絶など多くの被害が発生し、こうした災害の犠牲者の多くが高齢者や介護が必要な方々であることが確認されており、災害時に支援が必要と考えられる方への対策が大きな課題となっている。

東日本大震災を教訓とし、平成25年6月に改正された災害対策基本法（以下、「基本法」という。）においては、新たに避難行動要支援者に係る名簿の作成を市町村に義務付けるなど、国として要支援者対策について強化が図られた。

米沢市においても平成24年度から福祉避難所の協定など要支援者対策の強化に取り組んでいるが、要支援者の安全と安心を確保するためには、「誰がどのように情報を伝達するのか」、「誰が支援して避難させるのか」等を定め、これまでの取り組みや実態を踏まえて、更なる取組や改善が必要である。

災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合（以下、「災害時等」という。）、真に支援が必要な方へ適切な支援を公助、共助の力で行うためには、市や警察署・消防署をはじめとする行政機関に加えて、町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防団及び福祉事業者などの関係機関の十分な連携による取り組みが重要である。

このことから、本計画は、災害時等における要支援者の安全と安心を確保し、「米沢市避難行動要支援者の避難行動支援制度」の実効性の高い運用を行うため、避難支援に係る関係機関の役割、市及び地域等における平常時と災害時等の支援体制や連携方法、制度の普及促進方策などについて定めることを目的とする。

本計画は、基本法、国の「避難行動要支援者の避難行動要支援に関する取組指針」、県の「災害時要配慮者支援指針」及び米沢市地域防災計画に基づき策定する。

本計画の策定に伴い、平成19年5月策定の「米沢市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」は廃止する。

2 本計画の位置付け

本計画は、市の地域防災計画に定めた要配慮者の安全確保計画に基づく下位計画であり、要配慮者の安全確保計画のうち、避難行動要支援者の避難支援等について必要な事項を定めるものである。

3 用語の定義

【避難行動要支援者の避難行動支援計画（全体計画）】

支援の対象となる避難行動要支援者についての考え方（範囲）、避難行動要支援者名簿の作成方法等、支援に係る「自助」「共助」「公助」の役割分担、支援体制等について、地域の特性や実情に応じて記述した計画

【要配慮者】

災害が発生した際に、必要となる情報を的確に把握し、災害から身を守るために安全な場所に避難するなど、適切な防災行動をとることが困難な人や避難所での避難生活に一定の配慮及び支援が必要な人を「要配慮者」といい、平成25年6月の基本法の一部改正で、具体的には高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者（基本法第8条第2項第15号）

（その他の特に配慮を要する者とは、難病患者、妊産婦、外国人等が想定される。）

【避難行動要支援者】

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者（基本法第49条の10第1項）

【避難支援等】

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置

【避難支援等関係者】

消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（基本法第49条の11第2項）

【避難支援者】

事前に定められた個別避難計画に基づき、避難行動の支援を実施する者で、必ずしも基本法で例示している避難支援等関係者に限定して考える必要はなく、地域に根差した幅広い団体の中から地域の実情により決められた者（「避難行動要支援者の避難行動要支援に関する取組指針」）

ただし、できる範囲での支援をお願いするものであり、避難行動要支援者の避難等に法的な責任や義務を負うものではない。

【避難行動要支援者名簿】

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（基本法第49条の10第1項及び第2項）

第2章 避難行動要支援者等について

1 避難行動要支援者名簿の作成

市は、基本法に基づき、災害時等における避難行動要支援者の避難支援等を円滑に行うため、健康福祉部が所有する要配慮者の情報を集約し、住民基本台帳の情報を加えて避難行動要支援者名簿を作成する。

なお、名簿作成にあたり、市が把握していない難病患者等に係る情報の取得が必要な場合は、基本法に基づき山形県知事その他の者に対して情報提供を求める。

2 避難行動要支援者の範囲

災害時において、避難行動や避難所での生活に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、その他の特に配慮を要する者が考えられる。

本計画における避難行動要支援者は、要配慮者のうち避難方法等について判断能力や身体能力を勘案し、次に掲げる範囲の者で避難時に支援を希望する者とする。

ただし、地域の避難支援等関係者等の人数が限られていることから、社会福祉施設及び医療機関に入所・入院している者は当該施設関係者が支援するものとし、本計画の避難行動要支援者から除くこととする。

- ①介護保険法における要介護3～5の認定者
- ②重度身体障がい者：身体障害者手帳1級から2級所持者
- ③重度知的障がい者：療育手帳A所持者
- ④重度精神障がい者：精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ⑤障がい者総合支援法上のサービス給付を受けている難病患者、医療的ケア児・者
- ⑥75歳以上の高齢者のみの世帯（単身世帯含む）の者
- ⑦上記以外で避難支援を必要とする者で市長が認めた者

3 避難支援等関係者

避難支援等関係者は、基本法において「消防機関、都道府県警察、民生委員法に定める民生委員、社会福祉法に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者」と規定されており、本市では次の者とする。

- ①米沢消防署
- ②米沢市消防団
- ③米沢警察署
- ④民生委員・児童委員
- ⑤コミュニティセンター
- ⑥自主防災組織の長及び担当者*
- ⑦町内会長及び担当者*

- ⑧米沢市社会福祉協議会
 - ⑨地域包括支援センター
 - ⑩福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員）
 - ⑪福祉避難所協定施設（協定を締結している旅館ホテルを含む）
- ※⑥⑦の担当者とは、当該組織において防災や福祉に係る役員及び担当者とする。

第3章 本計画の推進体制

1 米沢市の推進体制

本計画の推進にかかる統括は防災危機管理課が行い、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成は高齢者及び障がい者支援業務を所管する健康福祉部が担当する。

また、庁内関係課が連携し、本制度に係る相談対応、普及啓発及び支援などを行うとともに、平常時の業務と係わりの深い避難支援等関係者と当制度の運用にあたり必要な連絡調整を行う。

2 地域等の推進体制

地域における当制度の普及は、次のとおりとする。

- ①日頃の活動の範囲で、民生委員・児童委員や福祉協力員は、米沢市社会福祉協議会、町内会及び自主防災組織など地域の避難支援等関係者と連携を図りながら推進に努める。
- ②活動にあたり、民生委員・児童委員や福祉協力員は、米沢市社会福祉協議会、町内会及び自主防災組織など地域の避難支援等関係者へ協力を依頼することができる。
- ③米沢市社会福祉協議会、町内会及び自主防災組織など地域の避難支援等関係者は、民生委員・児童委員や福祉協力員から協力の依頼があった場合、できる限りの協力を行う。
- ④この方策は原則であり、地域の状況に応じて変更可能とする。

合わせて、地域における推進を促すため、市は次のことに取り組む。

- ⑤民生委員・児童委員、福祉協力員、町内会及び自主防災組織など地域の避難支援等関係者が、随時または定期的に要支援者への支援について情報共有や調整を行うよう促す。
- ⑥避難支援等関係者は、平常業務も多忙なことから、本計画による業務の遂行にあたっては可能な範囲で行うことを原則とし、避難支援等関係者に過度な負担がかからないよう配慮する。
- ⑦高齢福祉課が介護認定調査員に依頼し実施している「在宅介護実態調査」及び介護保険被保険者証の更新等の機会を活用し、本制度の周知を行う。

3 本計画及びその運用の不断の見直し

本計画の遂行にあたっては、多くの避難支援等関係者と市が連携する必要があることから、より実効性を高めていくためには本計画自体及び運用について不断に見直しを行う必要がある。

そのため、市関係課等による会議（事務局：防災危機管理課）を随時開催して改善案を検討し、重要事項については関係部課長で協議のうえ市長又は副市長の了承を受けて実施する。

改善案の作成にあたっては、必要に応じ避難支援等関係者と調整を行う。

第4章 平常時における米沢市の取り組み

1 避難行動要支援者名簿

(1) 名簿の作成に関する庁内関係課の役割分担

社会福祉課が名簿作成の事務局となる。事務局は、担当課等の協力のもと、市が所有する要支援者の要件に該当する者の情報を集約し、名簿を作成する。

(2) 名簿記載情報

名簿には、①宛名番号、②氏名、③生年月日、④性別、⑤住所、⑥電話番号（連絡先）、⑦避難支援を必要とする事由、⑧名簿提供同意の有無、⑨町内会名、⑩個別避難計画作成の有無、⑪その他避難支援等の実施に必要な事項について記載する。

(3) 名簿の更新

名簿は、年1回以上更新するものとする。

ア 新たに本市に転入してきた要介護高齢者、障がい者等や、新たに介護認定や障害認定を受けた者のうち、要支援者に該当する者を名簿に記載するよう準備するとともに、名簿に記載された者に対して、平常時から名簿情報を提供することについての同意の確認を行う。

イ 転居や死亡等により、要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、名簿から削除する。また、要支援者が病院への長期入院及び社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も名簿から削除する。

ウ 上記ア、イ項の市の担当課で管理している基本情報以外の詳細情報等（登録希望者の詳細情報含む。）については、要支援者からの変更届や避難支援等関係者からの情報提供により、更新を行う。

(4) 名簿の保管

名簿は、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

(5) 共有する名簿の利用目的

市関係課等は、次の目的のために名簿を共有する。

- | |
|--|
| ①避難支援等関係者へ名簿提供することによる避難支援体制の強化
②防災訓練への参加呼びかけなど防災に関する情報提供
③災害時等における情報伝達、避難支援
④災害発生時の安否確認・救助等 |
|--|

(6) 名簿の作成更新に係る具体的な事務手順は別途定める。

2 名簿情報を避難支援等関係者へ提供することについて要支援者からの同意

要支援者の災害時等における安全と安心を確保するためには、要支援者と地域の避難支援等関係者が相談し、いつ、誰が、どのようにして要支援者の避難行動を支援するかを検討することが有効であり、そのためには、要支援者本人の名簿情報を避難支援等関係者に提供する必要がある。

基本法では、提供の条件として要支援者の同意が必要であるため、市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するため、避難行動要支援者から、名簿情報の提供に関する同意の取得に努める。

拡大の方策は、第3章「2 地域等の推進体制」における①から④を準用することとし、文中「推進」を「制度の周知」に読み替える。合わせて次の取り組みを行う。

- | |
|---|
| ①庁内関係課は、避難支援等関係者の活動を支援し、相談に応じる。
②同意書は庁内関係課の窓口にて受付を行う。同意書の集約は、防災危機管理課が行う。同意書の様式、具体的な事務手順は別途定める。 |
|---|

3 同意を得た要支援者の名簿情報の共有

同意を得た要支援者の名簿情報は、社会福祉課から市関係課等へ電子データで送付することで共有する。また、市関係課等は、それぞれが関連する避難支援等関係者に対して紙媒体で送付するものとする。

送付を受けた避難支援等関係者は、地域にいる他の避難支援等関係者と連携し、同意書を提出した要支援者等と個別避難計画作成について検討する。

4 個別避難計画の作成推進

要支援者の災害時等における安全と安心を確保するためには、要支援者と地域の避難支援等関係者が相談し、避難行動を検討することが有効である。

そのため庁内関係課は、避難支援等関係者と連携し、個別避難計画の作成を推進する。

(1) 個別避難計画の記載内容

個別避難計画には、次の事項を記載するものとする。

ア 名簿情報（氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、

避難支援を必要とする事由)

- イ 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る要支援者について避難支援等を実施する者）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- ウ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- エ 避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(2) 個別避難計画の作成方法と推進方策

個別避難計画の作成主体は、要支援者本人であるが、それが困難な場合は、要支援者本人（本人の意思表示が困難な場合はその家族）と避難支援等関係者等で直接支援に携わるメンバーが、要支援者本人の意向を尊重しながら、避難支援者、避難場所、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合い、支援に関する必要事項等を示した個別避難計画が作成されるよう、市は避難支援等関係者に協力を求めるものとする。

個別避難計画に記載する「避難支援者」については、災害時の安否確認等が必ずしも保障できるとは限らないため、要支援者1名に対して複数の避難支援者を配することとする。

また、要支援者（又はその家族）には、避難支援者としての役割を説明し、同意を得たうえで、近隣に住んでいる親族や近所の方等を避難支援者に指定する。

なお、要支援者が避難支援者を指定できないとき（適切な避難支援者がいない場合）は、避難支援等関係者等と調整し、避難支援者選定の協力を求めるものとする。

合わせて、個別避難計画の作成を促すため、市は次のことに取り組む。

- ①庁内関係課は、避難支援等関係者の活動を支援し相談に応じる。
- ②個別避難計画は、庁内関係課が作成を推進する。個別避難計画の集約は、防災危機管理課が行う。

(3) 個別避難計画の更新・管理

市は、提出された個別避難計画等について、内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申請があった場合に登録、更新を適切に行う。

新規登録や更新があった場合、防災危機管理課から避難支援者及び指定された避難支援等関係者へ紙媒体で送付する。

5 避難支援者

- (1) 避難支援者は、災害時等に要支援者の避難行動の支援を実施する者であるが、国から通知された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」において、「避難支援等関係者に限定して考える必要はなく、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決めること」及び「避難支援等関係者となりうる者をより多く確保するのに当たっては、年齢等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得ること」と規定されている。

市では、災害時等の場合に要支援者のもとへ駆け付け、避難支援ができる者とし、

具体的には次の者とする。

- ①親族
- ②近隣住民など町内会・自治会の構成員
- ③自主防災組織の構成員
- ④民生委員・児童委員
- ⑤その他、避難支援が可能な者

(2) 避難支援者の選定

避難支援者は、要支援者本人または本人の判断が困難な場合はその家族（以下「要支援者等」という。）が、選定し依頼する。

要支援者等による選定や依頼が困難な場合は、次のとおりとする。

- ①要支援者等の意向を尊重したうえで、民生委員・児童委員、町内会及び自主防災組織など地域の避難支援等関係者が、連携を図りながら調整に努める。
- ②民生委員・児童委員、町内会・自治会及び自主防災組織など地域の避難支援等関係者間で適任者を選定し、協力を依頼する。
- ③この方策は原則であり、地域の状況に応じて変更可能とする。

(3) 避難支援者の人数

原則、要支援者一人につき複数人選定する。

(4) 避難支援者の責任

避難支援者は、あくまで善意と地域の支え合いの精神に基づき避難支援を行うものであり、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となる。避難支援が必ずなされることを保証するものではなく、可能な範囲で行うもので、法的責任や義務を負うものではない。（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」）

6 個人情報保護と避難行動要支援者情報の管理

市関係課等は、基本法等の関係法令、米沢市個人情報保護条例（平成 24 年条例第 31 号）及び米沢市情報セキュリティポリシーに基づき、適切な管理運用を行う。

合わせて、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿情報に係る要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な次の措置を講ずる。（基本法第 49 条の 12）

<名簿情報提供に際しての情報漏えいを防止するための措置等>

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」より

- ①避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する
- ②市町村内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿

を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する

- ③基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する
- ④施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する
- ⑤受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する
- ⑥避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する
- ⑦名簿情報の取扱状況を報告させる
- ⑧避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する

上記のほか、本市においては以下の措置を講ずるものとする。

- ⑨万一、名簿を紛失した場合は、速やかに報告してもらう
- ⑩名簿更新時に、新たな名簿を提供する場合には、既に受領している名簿を返却してもらうとともに、避難支援等の役割を離れ、登録情報を利用しないことになったときも市に返却してもらう
- ⑪市として適正な情報管理を行うため、電子データを送付する場合は、部外者が閲覧できないようパスワード等を設定し、担当者以外に情報が漏えいしないよう厳正な管理を行う
- ⑫紙媒体は、施錠できる保管庫等に保存し、必要時以外の持ち出しや部外者の閲覧ができないように厳重に管理する

7 避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結

市は、災害時等に要支援者の避難支援の協力を依頼するため、福祉関係事業者をはじめ民間事業者や関係団体等との災害時応援協定の拡大に努める。

第5章 災害時における米沢市の取り組み

1 要支援者部会の設置

市は、要支援者の情報の把握と、必要な支援対策を実施するため、必要に応じて要支援者部会を設置する。

要支援者部会は健康福祉部長を部会長とし、庁内関係課の課長及び担当係長にて構成する。事務局は社会福祉課とする。必要に応じて、避難支援関係者の参加を依頼する。

部会において検討する内容は次のとおりとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①要支援者の情報把握と支援体制の実施について②福祉避難所開設及び受入れ要請について③指定避難所への保健師等の応援要請及び受入れについて④その他要支援者の避難に係ることについて |
|--|

2 平常時の提供に不同意であった者を含む名簿情報の提供

災害対策本部等（災害警戒本部を含む。）は、災害時において、基本法の規定により名簿情報提供の同意の有無に関わらず避難支援等関係者等へ名簿を提供する。提供方法は、災害対策本部等から避難支援等関係者等へ紙媒体で送付する。

また、自衛隊等から名簿提供の依頼があった場合は、紙媒体にて必要な範囲の名簿を提供する。

<適正な情報管理処置・指導>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①許可なく名簿情報を複製及び複写させない。②災害対応収束後、速やかに提供した名簿を回収する。③名簿情報の提供を受けた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない旨の指導をする。 |
|---|

3 避難のための防災情報の伝達

(1) 避難情報等の伝達

災害対策本部等は、気象情報や河川情報の災害関連情報等を総合的に判断し、市民に対し「レベル3 高齢者等避難」、「レベル4 避難指示」を発令する。

要支援者は避難行動に比較的長い時間を要することから、夜間に避難の必要が予想される場合などは、早めの発令に努める。

防災危機管理課は、土砂災害警戒情報が発表された場合、土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設へ電話等により連絡を行う。

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

避難情報等は、防災行政無線（同報系）、戸別受信機、防災ラジオ、緊急速報メール（エリアメール）、SNS（Facebook、LINE、Twitter）、モバ支所、市公式ホームページ、広報車、消防団車両、電話、テレビ、ラジオ放送

等多様な伝達手段を活用して発信する。

なお、要支援者及び避難支援等関係者が情報を自ら積極的に情報を取得していくように啓発する。

4 要支援者の安否確認

市は、避難所責任者（行政担当者リーダー）、避難支援等関係者等と協力して、要支援者の所在及び安否の確認を行う。この際、市関係課等以外にも、様々な機関を含む地域全体からの情報を集約し、迅速な安否確認ができるよう連携を図る。

(1) 避難所での所在確認

市は、避難者名簿と避難支援等関係者が所有する避難行動要支援者名簿を照合し、要支援者の所在及び安否を確認する。

(2) 在宅の要支援者の安否確認

必要に応じて、避難支援等関係者、町内会、近隣の住民等と協力して、避難しなかった（又はできなかった）在宅の要支援者の安否確認に努める。

5 避難完了後の要支援者への対応

(1) 要支援者の引継ぎ

要支援者の避難完了後は、避難所責任者等に、名簿情報を生活支援等への援助のため引き継ぐ。

(2) 要支援者の搬送

要支援者を速やかに搬送できるよう、平常時から要支援者本人（本人の意思表示が困難な場合はその家族）の参加のもと、関係者間で協議する。

(3) 緊急一時入所や医療機関等への対応

避難行動要支援者のうち、専門的なケアあるいは医療的なケアを要する者については、速やかに緊急一時入所や医療機関等による対応を図るために、平常時から要支援者本人（本人の意思表示が困難な場合はその家族）、関係機関等と協議し、受け入れ先の確保に努める。

(4) 継続治療が必要な疾患を有する者への対応

人工透析を必要とする慢性腎臓機能障害者や特定の医薬品が不可欠な難病患者、酸素供給装置等を必要とする低肺機能者など、継続した治療が速やかに必要な疾患を有する避難行動要支援者については、平常時から本人や家族、かかりつけ医、医療機関等と協議し、受け入れ先の確保に努める。

第6章 平常時における地域等の取り組み

災害発生直後は、消防・警察などの救助が行き届かないため、自助・共助による備えが有効である。また、要支援者の避難支援を円滑、迅速に実施するためには、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の連携が重要である。

1 避難支援等関係者の役割

避難支援等関係者は、把握する地域等にいる要支援者に対し、日頃からの声掛けや見守りを通じて信頼関係を保つよう努める。

平常時及び災害発生時における避難支援等関係者の役割は次のとおりとする。

主体	平常時の役割	災害発生時の役割	
市	<ul style="list-style-type: none"> ①避難行動要支援者名簿の作成、更新、管理（同意・不同意・地区別等） ②名簿情報提供意向調査、同意者の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供 ③全体計画の普及啓発、進捗管理 ④防災、避難情報等伝達体制の整備 ⑤避難支援等関係者への個別避難計画作成協力依頼 ⑥個別避難計画の管理 ⑦指定避難所への要配慮者の受入体制の整備 ⑧防火・防災啓発活動 ⑨市総合防災訓練の実施 ⑩地域での防災訓練への支援・協力 	<ul style="list-style-type: none"> ①避難情報等の発令及び伝達 ②避難所の開設 ③不同意者の避難行動要支援者名簿の提供 ④避難状況及び安否情報の把握及び指示 ⑤被害状況・救援ニーズの把握及び救援物資供給 ⑥避難所で対応が困難な場合の福祉避難施設の開設及び誘導 ⑦関係団体・事業者への支援要請 ⑧地域包括支援センター、事業者及び関係団体へのサービス提供の継続依頼 	
避難支援等関係者	消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ①避難行動要支援者名簿（同意者）の把握及び共有 ②防災訓練等への支援・参加 	<ul style="list-style-type: none"> ①消火・救助活動 ②避難誘導・救出・救助 ③避難情報等の伝達
	消防団	<ul style="list-style-type: none"> ①避難行動要支援者名簿（同意者）の把握及び共有 ②防火・防災啓発活動 ③防災訓練への支援・参加 	<ul style="list-style-type: none"> ①消火・救助活動 ②安否確認、避難誘導、救出・救助 ③避難情報等の伝達
	警察署	<ul style="list-style-type: none"> ①避難行動要支援者名簿（同意者）の把握及び共有 ②防災訓練への支援・参加 	<ul style="list-style-type: none"> ①避難誘導、救出・救助活動 ②交通対策 ③行方不明者・死亡者への対応 ④市域の安全・安心の確保

主体		平常時の役割	災害発生時の役割
避難支援等関係者	町内会・自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ①地域の避難支援等関係者との連携による個別避難計画の作成及び更新協力 ②避難行動要支援者名簿（同意者）の把握及び共有 ③見守り活動における避難行動要支援者の同意確認及び災害時の備えに対する働きかけ ④避難行動要支援者に配慮した防災訓練の実施及び参加 	<ul style="list-style-type: none"> ①自身と家族の安全確保 ②避難情報等の伝達、安否確認、避難誘導及び避難支援 ③避難所の運営 ④要配慮者及び避難行動要支援者に関する支援情報（救援ニーズ）の市への提供 ⑤市、関係機関、事業者等との連携・協力
	コミュニティセンター	<ul style="list-style-type: none"> ①地域の避難支援等関係者との連携による個別避難計画の作成及び更新協力 ②避難行動要支援者名簿（同意者）の把握及び共有 ③避難行動要支援者の把握、市への情報提供 ④避難行動要支援者に関する制度等の普及・啓発 ⑤地域の避難支援等関係者間の連絡調整 ⑥市及び地域の防災訓練への支援・参加 ⑦避難行動要支援者に配慮した防災訓練の実施及び参加 	<ul style="list-style-type: none"> ①避難所の開設・運営 ②安否確認の確認、避難誘導及び避難支援に関する調整・指示 ③要配慮者及び避難行動要支援者に関する支援情報（救援ニーズ）の市への提供 ④市、関係機関、事業者等との連携・協力
	民生委員・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ①地域の避難支援等関係者との連携による個別避難計画の作成及び更新協力 ②避難行動要支援者名簿（同意者）の把握及び共有 ③見守り活動における同意確認及び災害時の備えに対する働きかけ ④避難行動要支援者に関する制度等の普及・啓発 ⑤避難行動要支援者に対する日頃の備えの呼びかけ ⑥地域の防災訓練への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ①自身と家族の安全確保 ②避難情報等の収集と把握 ③地域と連携した避難情報等の伝達、安否確認 ④在宅避難者及び避難所における避難者の相談対応 ⑤要配慮者及び避難行動要支援者に関する支援情報（救援ニーズ）の市への提供 ⑥市、関係機関、事業者等との連携・協力

主体		平常時の役割	災害発生時の役割
	社会福祉協議会	①日頃からの地域内における支援団体との連携・協力体制の構築 ②避難行動要支援者に関する制度等の普及・啓発 ③個別避難計画作成の普及・啓発 ④個別避難計画の作成支援 ⑤市及び地域の防災訓練への支援・参加	①災害ボランティアセンターの設置及び運営 ②災害ボランティアの受入及び派遣の調整 ③高齢者見守り訪問員による要支援者の安否確認、個別相談等
避難支援等関係者	地域包括支援センター	①避難行動要支援者に関する制度等の普及・啓発 ②個別避難計画作成の普及・啓発 ③個別避難計画の作成支援	①情報伝達体制、避難支援体制の整備に関する協力
	福祉専門職	①避難行動要支援者に関する制度等の普及・啓発 ②個別避難計画作成の普及・啓発 ③個別避難計画の作成支援	①避難行動要支援者への避難支援と安否確認 ②要支援者の収容
	避難行動要支援者及びその家族等	①災害に備えた事前の話し合い ②避難行動要支援者名簿への登録、名簿情報提供の同意、変化に伴う変更届 ③避難支援等関係者や避難支援者等との関係構築 ④個別避難計画の作成、更新 ⑤避難施設・経路の確認 ⑥非常持ち出し品等の準備 ⑦食料等や薬剤・器材等の備蓄 ⑧住宅の安全対策 ⑨防災訓練、地域活動への積極的参加	①避難情報等の積極的収集 ②入手しにくい薬剤・器材等の持ち出し準備や、かかりつけ医・利用している介護サービス等の情報の携行等、迅速な避難行動準備 ③町内会、自主防災組織など避難支援者に自ら連絡をとって早めの避難 ④避難所責任者（行政担当者リーダー）等への確実なニーズ伝達

2 名簿、個別避難計画等の取扱い

(1) 秘密保持義務（基本法第49条の13）

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、名簿提供に同意した避難行動要支援者のプライバシーの保護並びに名簿制度の信頼性及び実効性の確保を図るため、基本法に基づき守秘義務が課される。

守秘義務については、名簿提供を受けたことによって知り得た要支援者に関する

る秘密を、将来にわたり正当な理由なく他者にもらしてはならないこととする。

(2) 受領書兼誓約書

市では、避難支援等関係者に要支援者名簿を提供する際に、様式「避難行動要支援者名簿・個別避難計画受領書兼誓約書」の提出を求める。

(3) 名簿の複写、保管及び引継ぎ

避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者においては、名簿を施錠可能な場所に保管するとともに、情報共有等のために複写する際は、必要最小限の枚数とし、名簿の紛失等が発生しないよう管理を徹底する。万が一紛失した場合は、速やかに市に報告する。また、名簿管理責任者の交代があった際には、様式「避難行動要支援者名簿・個別避難計画受領者交代届」を速やかに市へ届け出るとともに、名簿等の管理について新任者へ十分な引き継ぎを行う。

(4) 名簿の更新及び回収

避難行動要支援者名簿の更新時に、新たな避難行動要支援者名簿の提供がなされた場合には、既に受領している避難行動要支援者名簿を市に返却する。

(5) 名簿情報等の提供先が個人ではなく団体である場合

その団体内部で同意者名簿を取扱う者を指定する。

3 防災訓練の実施

地域で情報伝達や避難支援等の防災訓練を実施する際には、要支援者の避難支援が実際に機能するか可能な限り検証し、改善について検討を行う。

第7章 災害時における地域等の取り組み

避難支援等関係者は、他の避難支援等関係者と連携し、可能な範囲で要支援者の状況を把握し、必要な支援について調整を行う。

避難支援等関係者の名簿情報の取扱いについては、第4章「6 個人情報保護と避難行動要支援者情報の管理」、災害時における役割は、第6章「1 避難支援等関係者の役割」のとおりとする。

第8章 避難場所・避難所・福祉避難所・避難経路

個別避難計画の作成にあたり、避難先と避難経路の基本的考え方は次のとおりとする。

1 避難場所

災害時、避難支援者や避難支援等関係者は、要支援者を一時的に自主防災組織や町内会で指定した避難場所へ避難させる。

災害の種類や状況により使用できない場合があるため留意する。(浸水想定区域、土砂災害警戒区域、地震により隣接の建築物や構造物が倒壊、火災現場の風下など)

避難場所は、町内会や自主防災組織が独自に定めた地区避難場所(神社境内、地区公民館、民間駐車場など)のほか、市が指定した指定緊急避難場所(小中学校グラウンド、コミュニティセンターなど)がある。

2 避難所

災害時等に自宅などの倒壊や浸水により生活が困難な場合、避難支援者や避難支援関係者は、要支援者を一時的に自主防災組織や町内会で指定した避難所へ避難させる。

災害の種類や状況により使用できない場合があるため留意する。(浸水想定区域、土砂災害警戒区域など)

避難所での生活が困難な場合は、福祉避難所、福祉施設及び医療機関などへの移送を行う。

避難所は、町内会や自主防災組織が独自に定めた地区避難所(地区公民館、民間事業者施設など)のほか、市が指定した指定避難所(小中学校体育館、コミュニティセンターなど)がある。

市は、指定避難所に可能な限り要支援者に配慮したスペースを確保するよう努める。

3 福祉避難所

福祉避難所は、災害発生時において指定避難所等での生活が困難な要支援者を救済する必要がある場合、市が協定締結施設に要請して開設する。

入所可否については、保健師など専門職が指定避難所等で要支援者本人の状況を観察し判断する。

福祉避難所までの移送については、原則として避難支援者や避難支援等関係者が行う。ただし、困難な場合にあっては市が受入施設や福祉施設、福祉タクシーなどの事業者及び自衛隊などの公的機関に要請を行う。

福祉避難所の開設運営の詳細については別途協議して決定する。

(1) 福祉避難所への直接の避難

市は、個別避難計画の作成等を通じて、福祉避難所への避難が必要となる人数の推計を行い、地域ごとのニーズを把握して福祉避難所を指定する。

指定に当たっては、福祉避難所に適する施設等との間で、事前に災害時の体制や役割分担等について協議を行ない、対応能力等を相互に確認した後、福祉避難所の指定又は協定の締結を行なうものとする。

福祉避難所として指定する施設は、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域外にあり、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、要支援者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である特別支援学校、社会福祉施設等の既存施設を活用することとする。

(2) 福祉避難所の周知

福祉避難所を指定した場合は、その所在や避難方法を要支援者を含む地域住民に周知するとともに、周辺の福祉関係者等の十分な理解を得るものとする。

4 避難経路

避難経路は、避難支援者及び避難支援等関係者が、要支援者を安全に避難させるために移動する道路で、浸水区域など災害時等に危険な個所を避け、避難場所や避難所に移動するための道順である。

避難経路の検討にあたっては、車いすや担架などの移動手段も考慮し、安全で効率的な経路を選定する。

所要時間についても考慮し、避難の時期も合わせて検討する。

第9章 本計画の普及促進

1 要支援者への周知

災害時等に要支援者の安全と安心を確保するためには、要支援者本人や家族が本計画の趣旨を理解し、避難支援者及び避難支援等関係者と協同で個別避難計画の検討を行うことが望ましい。

そのため、日常の生活で係わりの深い民生委員・児童委員、町内会及び自主防災組織など地域の避難支援等関係者からの啓発と支援を促す。ただし、障がい者への周知は主に福祉施設を通じて行う。

加えて、庁内関係課へ来訪された方へ周知を行うとともに、パンフレット、市報、市ホームページなどを活用し広く周知を図る。

2 避難支援等関係者への周知

本計画の普及には避難支援等関係者の活動が重要なことから、庁内関係課は、地区委員会や民生委員児童委員連絡協議会、自主防災組織の役員の会議などに参加し

説明を行う。

なお、説明にあたっては、分かりやすいパンフレットを活用し、理解の促進に努めるほか、市報、市ホームページにて周知を行うとともに、マスコミなど様々な方策により、周知に努める。

3 相談対応の充実

要支援者等、避難支援等関係者からの相談は、庁内関係課が所管業務に応じて対応することとし、必要に応じて市関係課等との調整を行う。

4 関係機関への周知

米沢警察署、消防団、地域包括支援センターなど関係機関には、庁内関係課を通じて制度の周知を図る。

<参考>

「第6章 平常時における地域等の取り組み」及び「第7章 災害時における地域等の取り組み」関連

情報伝達時の留意事項等

対象者	情報伝達時の配慮事項、有効な情報伝達手段等
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ○具体的にわかりやすい口調で、ゆっくりと伝える。 ○拡声器等で音声情報を複数回繰り返す。 ○行政情報等で主に掲示されるものについては、ボランティア等を介して確実に伝わるよう配慮する。 ○携帯ラジオ、拡声器の使用、掲示板の設置等
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○具体的にわかりやすい口調で、ゆっくりと伝える。 ○拡声器等で音声情報を複数回繰り返す。 ○行政情報等で主に掲示されるものについては、ボランティア等を介して確実に伝わるよう配慮する。 ○携帯ラジオ、点字、音声出力装置、音声変換が可能な電子／携帯メール、文字の拡大装置等
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○文字や絵を組み合わせて確認しながら情報を伝える。 ○手話通訳、要約筆記のできる人を配置する。 ○掲示板、手話、要約筆記、ファックス、インターネット、電子／携帯メール、文字放送テレビ等
盲ろう者	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニケーション方法は、視覚及び聴覚の障がいの程度や生育歴、他の障がいとの重複の仕方等によって違ってくるので確認が必要 ○音声発語が可能な場合は、手のひら書きで伝わる場合もある。 ○発語が不明瞭な場合は、触手話や手のひら書きでも伝わることが多いが、伝わらない場合は両手を軽く握って身振りなどで伝える。
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の収集や状況の把握、記憶等がうまくできないので、個々人の障がい状況に応じて、具体的に、わかりやすく、繰り返し、情報を伝える。
発達障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○個々人の障がい状況に応じて、具体的に、わかりやすく、繰り返し情報を伝える。
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○精神的に不安定にならないよう配慮しながら、具体的に、わかりやすく情報を伝える。
高次脳機能障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の収集や状況の把握、記憶等がうまくできない場合があるため、個々人の障がい状況に応じて、具体的に、わかりやすく、繰り返し、情報を伝える。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語による情報伝達が困難な場合があるため、多言語による情報提供や絵やピクトグラム（絵文字・絵言葉）が有効である。

要配慮者の避難誘導実施の留意事項

区分	留意すべき事項
寝たきりや身体が虚弱な高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ○毛布でくるんだり、頭を覆うなど安全を図り、おぶったり、複数の人で抱えたり、車いすや担架を使う。 ○日頃から服用している薬やメガネ、入れ歯等の生活必需品を忘れずに携行するよう促す。
認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ○冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して落ち着かせる。 ○一人にせず、手を引くなどして移動します。 ○不安から大声を出したり、異常な行動をしても大騒ぎしたり叱ったりしないで対応する。
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○座布団等で頭を守るよう指示するとともに、注意しながら安全な場所へ誘導する。 ○避難支援者の肘の上をつかんでもらい、歩行速度に気をつけて歩きます。後ろから押す、手を引っ張ることはしないようにする。
聴覚障がい者 言語障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○筆記用具等を用意しておき、文字(メモ等)や身振り等で状況を知らせ、依頼があればメモ等での情報提供をする。
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ○自力歩行が困難な人には、頭を覆い、車いす、担架、リヤカー等の移動用具を確保して移動の援助者等の協力を行う。
内部障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○常時使用する医療機器を確保するほか、医薬品を携行する。また必要に応じて、医療機関へ誘導、搬送する。
知的障がい者 精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○療育手帳、笛及びブザーや普段から服用している薬等を携帯するよう促す。(知的障がい者) ○精神障害者保健福祉手帳等や普段から服用している薬を携帯するよう促す。(精神障がい者) ○努めて冷静な態度で接し、本人を安心させ、冷静さを保つよう優しい言葉をかける。 ○一人にせず、手を引くなどして移動する。 ○不安から大声を出したり、異常な行動をしても大騒ぎしたり叱ったりしないで対応する。 ○発作がある場合や強い不安や症状悪化が見られる場合には、かかりつけの医療機関に連絡をとり指示を受ける。連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関等へ相談する。
児 童	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の状況や避難所等の位置を伝えるとともに、自力で避難することが困難な場合には、適切に誘導する。
乳 幼 児	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者に災害の状況や避難所等の位置を伝えるとともに、保護者が複数の乳幼児を抱えている場合には必要に応じて避難支援を行う。